

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成23年那智勝浦町議会第2回臨時会)

平成23年11月25日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	2
日程第2	会期の決定	2
日程第3	諸報告	3
日程第4	議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
日程第5	議案第59号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	5
日程第6	議案第60号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10
日程第7	議案第61号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第62号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例	13

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 曦 夫
5 番	曾 根 和 仁	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
9 番	田 中 植	10 番	山 縣 弘 明
11 番	中 岩 和 子	12 番	引 地 稔 治

3. 会議録署名議員の氏名

7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	小 脇 邦 雄
参 事 (総務課長)	潮 崎 有 功	総務課新病院 建設推進室長	西 田 秀 也
会 計 管 理 者	宮 本 洋 和	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長	濱 口 博 之	住 民 課 長	寺 本 資 久
福 祉 課 長	福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	瀧 本 雄 之
建 設 課 長	塩 地 勇 夫	水 道 課 長	上 地 清 曦
教 育 次 長	小 玉 常 夫		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

事 務 局 長	藪 本 活 英
事 務 局 副 主 査	加 味 根 涼
事 務 局 副 主 査	脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

紀南新聞社、熊野新聞社より議場での写真撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので御報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、また傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり、傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本昇夫君） ただいまから平成23年第2回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本昇夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本昇夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

7番田中幸子君、8番東信介君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本昇夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） 去る11月21日に議会運営委員会を開催いたしました。第2回臨時会の日程等について協議をいたしました。そのことについて御報告いたします。

本臨時会に付議される議件は5件でございます。議案が5件でございます。

次に、平成23年度のこの臨時会の議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日限りといたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（森本昇夫君） 日程第3、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

議員の皆さんには、本日、平成23年第2回臨時会を招集いたしましたところ、御煩多の中、御出席を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、台風12号災害につきましては、被災後、2カ月余りが過ぎ、応急的な復旧作業は終わり、今後は本格的な復旧復興に当たることとなります。10月1日には、被災者支援対策室を設置し、罹災証明の受け付けや被災者生活再建支援制度の説明、災害見舞金の手続等を一括して対応しております。10月31日には、災害対策本部を解散しましたが、以降は災害事後対応本部を設置し、本格復旧活動に当たっております。11月11日には、福祉健康センター隣の町有地に応急仮設住宅20戸が完成し、入居を希望する17世帯へかぎの引き渡しを行っております。スーパーマーケットや病院にも近く、住みよい環境にあると思います。そして、ここをベースにして落ちついて生活再建へ取り組んでいただきたいと思います。

台風災害では、JR紀勢線的那智川鉄橋流出により、勝浦―新宮間が不通となり、特急列車も減便となっておりますが、12月3日によりやく開通することとなりました。JR西日本はもとより、JR東海のワイドビュー南紀号も勝浦駅まで乗り入れることとなり、JRや旅行エージェントも南紀方面への誘客に力をいただいております。落ち込んだ観光客を呼び戻すきっかけにしたいと思います。

さて、本日の臨時会に提案しております議件は、条例の一部改正5件となっております。

その概要について御説明申し上げます。

議案第58号は、人事院勧告に伴う条例の一部改正であります。

議案第59号から議案第61号は、台風12号災害に関連し、町税等の減免規定等を改正するものであります。

議案第62号は、政令の条文の整備により、条文の字句を修正するものであります。

その詳細につきましては、各担当課長から説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第4、議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おはようございます。

議案第58号について御説明申し上げます。

〔議案第58号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回お願いしております条例の一部改正につきましては、毎年人事院より官民格差の是正のため、勧告がされております。それにより、和歌山県の人事委員会も勧告を行ってございます。本町におきましても、県の勧告を参考に本年度も条例改正を行い、給料表の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、給料表の切りかえを行い、12月に支給する期末手当におきまして、特例措置として6月期末勤勉手当調整額を12月の期末手当で措置、給与構造改革に伴う給料の経過措置の率の改正が主なものとなっております。

この給与改定の取り扱いにつきましては、12月の期末手当で措置をするということで、その期末手当の支給基準日が12月1日となっておりますので、今回お願いするものでございます。

給料表の切りかえにつきましては、別表1及び2のとおり改めるものでございます。

附則第2項に、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、第1号には、12月に支給する期末手当におきまして、特例措置として6月期末勤勉手当の額に100分の0.39を乗じた額を12月期末手当で減額し、調整するものです。

附則第3項には、給与構造改革に伴う給与の経過措置額の率の改正で、現行の「100分の99.68」から「100分の99.26」に、再任用者につきましては、現行の「100分の99.83」から「100分の99.41」とするものでございます。

附則第1項に、施行期日といたしまして、この条例は平成23年12月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 1点お伺いいたします。

今回提出されております改正によって、どれぐらいの総額、人件費の変動が見込まれているのかお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

総額につきましては給与表の改正がございます。まだ電算処理をしておりませんので、総額的には出ておりませんが、平均月額、例月給与につきましては平均月額、病院会計の職員を除く211名の平均月額といたしまして669円の減額、それとボーナス——期末手当につきましては、同じく211人分の平均といたしまして、ボーナスで1,321円の減額となっております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第59号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第5、議案第59号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議案第59号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

今回の台風12号で被災された皆様につきましては、町税を損害の程度に応じて減免するよう現在事務を進めておりますが、条例において定められている減免等の条項に運用上、改正する必要が生じているため、今回改正をお願いするものでございます。

このページに改正条文を記載させていただいておりますが、次のページに関係資料としまして、改正後、改正前の対照表をお配りさせていただいております。そちらのほうをお願いいたします。

左側のほうに改正後、右側のほうに改正前の条例を記載しております。

1ページ目でございますが、第51条は町民税の減免について定めておりますが、その右側の真ん中のほうの第2項におきまして、「前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。」とございます。ですが、今回は減免の対象者が非常に多く、また広範囲に被害が及ぶため、期限までに提出できない場合もかなりあ

ると思われます。

そのため、新たに第4項といたしまして、左側の下のほうでございますが、「第2項に規定する者が同項に規定する期限までに同項に規定する申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと町長が認める場合においては、その者は、同項の規定にかかわらず、その期限後相当の期間内において当該申請書を提出することができる。」と定めさせていただくものでございます。

次の第71条は、固定資産税の減免について定めておりますが、第51条の改正と同様の理由で、2ページ目をお願いいたします。2ページ目の左側に第4項といたしまして、同じく納期限前7日以後においても、町長が認める場合は申請書を提出できるよう、新たに定めるものでございます。

次に、2ページ目の一番下の第142条は、入湯税の課税免除について定めたものでございますが、今回の台風12号の県の支援策であります避難者の旅館、ホテル等への受け入れ等もあり、災害により被災者が入湯する場合で町長が特に認める者につきましては、入湯税の課税免除をできるよう、第3号を新たに定めさせていただくものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年9月2日から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 1点お願いいたします。

ただいま御説明の入湯税に関する課税免除の対象者についてでございます。

災害による被災者が入湯する場合というふうに限定されております。今回の災害に対応される災害ボランティアの皆様も相当数入湯されてることが考えられますが、その点どう対応を考えてられるのか、お聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 災害ボランティアの人はどうするのかという御質問だと思います。

確かに災害に関係しまして、ボランティアの方も来ていただいて御援助いただいておりますが、今回の入湯税の課税免除につきましては、その災害ボランティアの把握も難しいということもあり、今回には対象としておりません。少し検討もしましたんですが、どうしてもその辺の区分けも難しいところもありますし、今回は御遠慮させていただきたいと思っております。どうぞ御容赦のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） ただいまの御説明によりますと、災害ボランティアの方がどうかということを確認するのは難しいから今回は除外してるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 基本的には、私どもの認識不足もあるんですけども、本来災害が起き

る前にこういうことを決めておけば、ある程度そういうことも考えられたかと思うんですけども、どうしても後々になってしまいましたもので、そういうこともございまして、今回は外させていただきます。どうぞ御容赦のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今の答弁ですが、最初の質問には、災害ボランティアの方を特定するのが難しいから、今回入れなかったという御説明だったと思うんですよ、私もそういうふうにとりましたんでね。だけど、今度2回目の答弁では、まあまあそういうことを想定していなかったから時間の関係上、そういうことも前もって想定していなかったから今回入れなんだというふうな、そういうふうな受け取り方したんですね、答弁ですね。

だけど、やはり答弁というのは、このことについてだけと違いますよ、やはり答弁というのはぶれたらいかんのですよ、ぶれたら。どっちがその行為に対するんができなかった要因であったかということも、1回目はこう答えた、2回目はこう答えたということであれば、全然違うんですね、だから一貫してないと。答弁としては、説明するに当たっては、やはり一貫した根拠でもって説明してもらわんといかんと思うんですよ。その点について課長なり、その上の上司である町長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 一貫性がないのではないかとこの御質問にお答えいたします。

一貫性がないと受け取られましたら、私の答弁が不足していたものとおわび申し上げます。考え方といたしまして、あらかじめからきちっと決めておいて、段取りもつけておればそういう認識する手順もあったかもしれないと今は考えておりますが、台風があつて、その後ばたばたと決めたということもありまして、その辺確定するような施策をすぐに立てられることもできないということで判断をしかねるため、ボランティアについては外させていただいたとお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） これは今回時限的なものじゃないんですね。時限的なものではないんですよ、これは将来にわたってこの条例は生きるんですね。何月何日になって失効するというものではありませんのでね。入れといたらどうですか、そのために今後どういうふうにボランティアの方々を特定するためにどういうふうなことをしたらいいんだと。まあ難しいですね。ボランティアといっても登録してボランティアする方もあれば、飛び入りでボランティアする方もいると、それは難しいと思いますけどね。これは将来にわたってこうとききますよということですからね。この条例が改正されたからといって、今までの入湯税をいただいたこの被災者に対して返すわけではないんですよ、これからこの条例が施行されて初めてその方たちが減免されるということですよ、その点についてどうか、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えさせていただきます。

今回のこの改正につきましては、一応被災者の方のみ条例で規定させていただいております。大枠を決めて詳細については、うちの町におきましては規則で定めております。

その中で、以降、ボランティアの方をどうするかという問題につきましては、また今後検討いたしまして、把握できる、できないの問題等も十分考えた上で、また条例につけるかどうか検討していきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

課長の言うとおりでございますけれども、ボランティアの方の部分については、今後検討するにいたしましても、当面は県等のホテルに滞在して避難生活されている方の宿泊料金等を設定したある金額等をかんがみたときに、減免措置っていうことを考えたわけですけども、そういう中で、今度ボランティアの特定とか、ホテル関係でその受け入れてくれるところに対しては、今後の方針としてはボランティアの減免、宿泊の考慮等してくれるようなところについては、そういうふうな方向性をもってボランティアの今後の対応をしていきたいと考えております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 1 点お尋ねいたします。

これによると町民税、固定資産税って減免っていうことあるんですけど、この中で「期限後相当の期間内において」とあるんですけど、期限後相当というのはどういう期間を指すのかお答えください。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えいたします。

期限相当内と記載しておりますのは、条例で大枠を決めたいということでそうさせていただいております。実際には、今回の減免に関しましては23年度分の減免でございます。今その状況に応じて考えればいいのですが、一応24年3月、年度末の3月末を期限にしたいと考えております。そういうことで御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

11 番中岩君。

○11 番（中岩和子君） 1 点お尋ねをいたします。

先ほど町長の答弁の中で、ホテルへ避難してらっしゃる方の減免ということでございましたけど、うちのほうでは台風で、警報が出ると避難せんなんのです。そういうときに、体文だとか福祉センターだとか、そういうところへ行ってますけど、中にはホテルへ行かれる方もおいでるんです。そのときに被災者ですからということで、少しはいろいろ御都合をホテルのほうもつけてくださってるようですけど、そういう方につきましてもこの入湯税の減免はあるのでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 先ほどのホテルへ一般の方が入れる場合、どうなるのかというお話でありますが、それにつきましても、ホテルのほうでその被災者であるということを確認していただいて、確認した場合につきましては、入湯税については課税免除させていただきます。

○議長（森本昇夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 今、先ほど私避難者というて言うたんです。避難者なんです。被災された方もございますけど、被災されてない方でも警報が出ると避難しなくてはなりませんので、そういう方もすべてホテルなんか入った場合は免除されるんでしょうか、そこんところをお伺いします。避難者や、避難者。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

原則的には、被災を受けてそういうところに宿泊されて、ホテルもそういう考慮していただいて特定できる方については免除の対象としております。ただ、今回の場合は、特に県の施策の中で、金額的に言うたら1泊安い金額で受け入れていただいておりますということもありまして、そういうこともかんがみながら、この入湯税の免除ということにいたしております。

被災されている避難者の方については、特定できれば、当然のことながら免除の対象としております。

○議長（森本昇夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 濟いません、避難者なんですよ、うちのほうでは避難勧告が出たり、避難指示が出たり、ここんところ指示は余り出てませんが、避難勧告が出ると避難せんなんです。そういう方がホテルへ入った場合は、それはだめなのかということなんです。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 避難される方につきましては、一応町のほうで避難所のほうへということにさせていただいておりますので、その辺につきましては、今回の対象にはさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第60号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第6、議案第60号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第60号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第60号朗読〕

本条例改正につきましても、町税条例改正の内容と同様でございますが、台風12号により被災された方も対象とした運用上の減免措置を講じるものでございます。

次のページが改正条文ですが、別紙に議案第60号の関係資料としてお配りさせていただいております新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。左側が改正後、右側が改正前でございます。

1枚目の第27条には、課税額の減免を規定しておりまして、その第2項には、その者は納期限までに申請書を町長に提出する旨を規定しております。

2枚目が新たに設けました第3項の規定でございまして、今回の台風災害のようなやむを得ない理由によりまして、その者が当該申請書を納期限までに提出できなかったと町長が認める場合は、納期限後相当の期間内において提出できる旨を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年9月2日から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、1点お願いします。

国民健康保険の課税額の減免で、これ申請したらこれ被害、例えば今回の災害やったら被害の内容によって、この減免額というのは変わってくるんですか、全壊とか半壊とかで、その辺よろしく願いします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） この条例につきましても、規則も設けまして損害の割合によりまし

て、それぞれ減免の額といたしますか、減免額が変わってまいります。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第61号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第7、議案第61号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第61号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第61号朗読〕

次のページをお願いします。

〔議案第61号朗読〕

この改正は、税条例、国保条例と同様でございます。那智勝浦町介護保険条例第12条に1項を加える規定は、今回の台風12号による被災者などが介護保険料の減免申請書を第2項に規定する納期限までに提出できないときに、町長が認める場合は納期限後相当の期間内において提出できる旨を規定するものでございます。

参考といたしまして、第12条の新旧対照表を添付させていただいております。

これの減免の割合でございますが、全壊の場合は全額免除、そして大規模半壊、半壊、床上浸水の場合は5割軽減ということにさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） いろいろと被災者に対する減免措置が町税初め健康保険、介護保険とあるわけですが、この財源について県とか国から手だてがあるのかどうか、それともこの不足額については保険を上げるとかといって、一般の加入者の方々からその財源をいただくのか、そのことについて福祉課長、ほかの課長を代表して、ひとつどういうふうな手だてをするのかということをお教え願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） その介護保険の減額の見込みですが、一応1,300万円ほどの保険料の減額になる予定になっております。その保険料が減ということで、町の繰入金で一応支出することになるとは思いますが、一応調整交付金等勘案していただくものと考えております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） あとの二方に関しては、もう質疑は終了しておりますので、あえて聞きませんが、代表して副町長なりにひとつお答え願いたいと思いますが、私、いろいろ県とか国とかが手だてしてくれるのかなあという思いでお聞きしておったんですけど、そうではないようでございますので、副町長のほうから知り得る限りでひとつお答え願いたいと思います、変則で申しわけないんですけどね。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 申しわけございません。ちょっと細かい話になりますので、代表して私のほうからお答えさせていただきます。

町税につきましては、一応今回の場合、激甚の指定を受けております。激甚の指定を受けております場合は、一応歳入欠陥債という起債が借りられることになっております。これ町税の中で普通税の部分になると思いますが、そしてその部分につきましては全額借り入れが可能となっております、その後、償還時に交付税に算入されるということでございます。その割合に応じまして、財政の係のほうで他の起債と比較しながら借り入れるかどうか今後検討していくことになろうかと思っております。

それから、国民健康保険税につきましては、恐らく調整交付金のほうである程度見ていただけるように今検討中ということでございます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第62号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第8、議案第62号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 議案第62号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成23年9月22日に公布され、同年10月1日から施行されたことに伴い、本町の条例の一部を改正するものであります。

理由は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、障害福祉サービスに同行援護が追加されたことによる所要の規定の整備を行う等の必要があるからです。

次のページをお願いします。

新旧対照表をつけさせていただいております。

現行の中ほどの(2)第5条第12項のところに、先ほどの他法の条文が入りまして、改正案の5条の13項に改正されております。同じく、現行の同条第6項が同条の第7項に規定されておりまして、内容については何ら変更はございません。

以上で御説明を終了させていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第2回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時50分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会に提案されました議件5件に関しまして熱心に審議いただきまして、速やかに御可決いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

さて、来月の上旬から、また第4回定例会が予定しておりますので、また議運でいろいろな日程等について決めていただけるものと思いますので、皆さんその点あわせて御準備のほどよろしく願い、心がけていただきたいと思います。

簡単でございますけれども、あいさつとします。ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員各位におかれましては、定例会の開会を間近に控えたこの時期に臨時会を開催させていただき、御審議いただきましたこと、まことにありがとうございました。そして、上程された全案件を慎重審議の結果、御可決賜りまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

ちょうだいいたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただいた趣旨に沿って町政に反映させてまいりたいと考えます。

日増しに寒さも厳しくなってきました。どうか皆様には御自愛いただきますようお願いいた

しまして、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 森 本 曦 夫

会議録署名議員 田 中 幸 子

会議録署名議員 東 信 介